

自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（祖母、母、母の弟及び子）のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成23年3月から平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費のほか、線量計購入費、申立人母の甲状腺検査費用、申立人母子の検査交通費が賠償された事例。

1717

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）平成23年分

- ア 避難費用（避難交通費）
- イ 避難費用（引越関連費用）
- ウ 避難費用（町内会費）
- エ 避難費用（一時立入費用）
- オ 避難費用（面会交通費）
- カ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- キ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- ク 生活費増加費用（教育費）
- ケ 精神的損害

（2）平成24年ないし平成27年分

- ア 避難費用（町内会費）
- イ 避難費用（一時立入費用）
- ウ 避難費用（面会交通費）
- エ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- オ 避難雑費
- カ 検査費用（検査交通費）
- キ 検査費用（甲状腺検査）

（3）その他

- ア ガイガーカウンター購入費用

（4）本件和解仲介に関する弁護士費用

2 期間

- (1) 第1項1(1)ア及びケについて
 - 自 平成23年3月11日
 - 至 平成23年12月末日
- (2) 第1項1(1)イについて
 - 平成23年7月23日及び30日
- (3) 第1項1(1)ウについて
 - 自 平成23年7月1日
 - 至 平成23年12月末日
- (4) 第1項1(1)エ、オ、カ、キ及びクについて
 - 自 平成23年7月16日
 - 至 平成23年12月末日
- (5) 第1項1(2)ア、イ、ウ、エ及びオについて
 - 自 平成24年1月1日
 - 至 平成27年3月末日
- (6) 第1項1(2)カについて
 - 平成24年5月25日及び同年9月20日
- (7) 第1項1(2)キについて
 - 平成24年10月29日
- (8) 第1項1(3)アについて
 - 平成23年6月3日

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,377,651円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

ア 避難費用 (避難交通費)	42,000円
イ 避難費用 (引越関連費用)	41,600円
ウ 避難費用 (町内会費)	1,200円
エ 避難費用 (一時立入費用)	4,866円
オ 避難費用 (面会交通費)	249,600円
カ 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	200,000円
キ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	240,000円
ク 生活費増加費用 (教育費)	3,749円
ケ 精神的損害	320,000円

(2) 平成24年ないし平成27年分

ア 避難費用 (町内会費)	7,800円
イ 避難費用 (一時立入費用)	36,938円
ウ 避難費用 (面会交通費)	699,664円

エ	生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）	1, 560, 000円
オ	避難雑費	738, 000円
カ	検査費用（検査交通費）	41, 600円
キ	検査費用（甲状腺検査）	12, 150円
（3）その他		
ア	ガイガーカウンター購入費用	50, 980円
（4）	本件和解仲介に関する弁護士費用	127, 504円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、中間指針追補に基づく精神的損害並びに同指針及び自主的避難者としての生活費増加費用及び移動費用として、合計金840, 000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年9月29日

（仲介委員 松田 隆太郎）